

令和4年第13回定例教育委員会会議議事録

会議室601・602  
令和4年12月21日(水)  
15時35分～16時25分

---

出席委員

教育長

計田春樹

教育長職務代理者

長谷川武司

委員

高橋正明

委員

田原知江

欠席委員

委員

小野武也

---

事務局

教育部長

木村敏男

次長兼教育振興課長

石原洋

学校給食課長

沖克哉

学校教育課長

山垣内理恵

生涯学習課長

平木良典

スポーツ振興課長

平田潔

文化課長

中川卓司

書記 教育振興課総務企画係長

大村寿行

書記 教育振興課主事

峰松沙那

---

| 議        | 題  |
|----------|--|
| 三教委議第40号 | 三原市立学校県費負担職員服務規則の一部改正について（公開）                        |
| 三教委議第41号 | 三原市宇根山家族旅行村設置及び管理条例施行規則の制定について（公開）                   |
| 三教委議第21号 | 令和4年第8回市議会定例会に提出の教育委員会関係議案に対する意見聴取に係る臨時代理の承認について（公開） |
| 三教委報第22号 | 県費負担教職員の任免及び懲戒その他の進退に係る内申の承認について（非公開）                |

---

---

**計田教育長** 令和4年第13回定例教育委員会会議を始める。

本日の会議は小野委員が欠席となっている。

本日の議事録署名委員は、長谷川委員と田原委員にお願いする。

それでは、令和4年第12回定例教育委員会会議の議事録の朗読を簡潔にお願いする。

**書記** (令和4年12回定例教育委員会会議の議事録を簡潔に朗読)

**計田教育長** 議事録を承認してよろしいか。

(一同承認)

**計田教育長** 議事録の承認については、以上である。

---

**計田教育長** それでは、議事に入る。本日の議案・報告事項のうち「三教委議第40号」から「三教委議第41号」及び「三教委報第21号」を公開とし、それ以外は人事案件であり、公開になじまないため、非公開として審議したいと思う。審議の順については、次第に沿って審議したいと思うがよろしいか。

(一同承認)

**計田教育長** それでは、そのように取り扱う。それでは「三教委議第40号」について、事務局から説明願う。

**山垣内学校教育課長** 5ページ三教委議第40号「三原市立学校県費負担職員服務規則の一部改正について」説明します。三原市立学校県費負担職員服務規則の一部を次のように改正するものです。様式1号から様式16号までを改正し、6ページから26ページまでに記載しています。提案理由としては、提出書類を署名及び記名の取扱いにすることにより、行政手続きの簡素化を図るため、この案を提出するものです。説明は以上になります。

**計田教育長** 説明を受けたが、何か質問・意見はあるか。

**長谷川委員** より効率的に簡素化できるような将来的な展望は何かあるのか。

**山垣内学校教育課長** 三原市立学校に勤める市の職員に関しては、庶務事務システムを活用しています。県立学校でもシステムに変更している流れがあるので、将来的にはシステムが必要になっていくものと考えます。

**計田教育長** ほかに質問や意見はあるか。

(なし)

**計田教育長** 以上で本件の審議を終わり、採決に移る。「三教委議第40号」について、可決することに異議はないか。

(異議なし)

**計田教育長** 全員賛成と認める。よって、「三教委議第40号」は可決された。続いて「三教委議第41号」について事務局から説明願いたい。

**平木生涯学習課長** 28ページ三教委議第41号「三原市宇根山家族旅行村設置及び管理条例施行規則の制定について」説明します。この度の規則制定は、別の施設としていました宇根山天文台を宇根山家族旅行村の構成施設とし、利用者の利便性の向上を図るとともに、宇根山天文台を含めた本施設に指定管理者制度の導入を可能とするため、宇根山

天文台と宇根山家族旅行村、それぞれの規則から必要な項目を集約し、指定管理者制度に必要な項目を追加した規則の全部を改正する案を提出するものです。なお、この改正による施設の利用方法や事務に関する変更はなく、また各様式も変更はありません。説明は以上になります。

**計田教育長** 説明を受けたが、何か質問・意見はあるか。

**長谷川委員** 指定管理者制度の導入によって施設利用が促進されるように期待している。

**計田教育長** ほかに質問や意見はあるか。

(なし)

**計田教育長** 以上で本件の審議を終わり、採決に移る。「三教委議第41号」について、可決することに異議はないか。

(異議なし)

**計田教育長** 全員賛成と認める。よって、「三教委議第41号」は可決された。続いて、報告事項に入る。「三教委報第21号」について事務局から説明願いたい。

**石原次長兼教育振興課長** 43ページ三教委報第21号「令和4年第8回市議会定例会に提出の教育委員会関係議案に対する意見聴取に係る臨時代理の承認について」説明します。令和4年第8回市議会定例会に提出の教育委員会関係議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により市長から意見を求められ、三原市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条の規定により、同意する旨を回答することについて、臨時に代理したので、報告し承認を求めるものです。提出した議案は、令和4年度三原市一般会計補正予算のうち教育委員会関係部分について、三原市立小中学校空調設備整備PFI事業契約の変更について、三原市宇根山家族旅行村の指定管理者の指定について及び三原市北方グラウンド・ゴルフ場の指定管理者の指定についての4件です。

説明については、46、47ページの令和4年度三原市一般会計補正予算のうち、教育委員会関係部分から説明します。46ページの歳出表の上段にある新型コロナウイルス感染対策事業費3,630万円ですが、主として賄材料費1,500万円です。こちらは、学校給食費給付事業として、保護者が負担する経費として取り扱っている学校給食の食材のうち、副食について令和4年度価格上昇相当額にかかる負担を軽減するための補正です。その下にあるのは子育て世帯応援給付金2,100万円です。こちらは原油価格や物価高騰の影響を受けている低所得の子育て世帯に対して、給付金を支給することにより、家計負担軽減を図るもので、就学援助費受給者のうち生活困窮等緊急支援給付金を受給していない世帯を対象としています。続いて、施設維持管理費の補正予算額3万2,000円です。こちらは令和3年度の小中学校空調設備整備事業第二期の工事で、一部の学校の音楽室にアスベストが含有する天井材の使用があり、工事を延期していました。この延期していた3教室分について、アスベストの対策及び室内機の設置が完了したために、今後の維持管理費増として、増額補正をしたものです。来年度以降、令和14年度末までの増額分については、計126万円債務負担を変更しています。

次に、表の最下段、(仮称)田野浦認定こども園の設計費880万円ですが、こちらは令和6年4月開設を目指す(仮称)田野浦認定こども園の設計費の補正になります。こちら

の設計にあたりましては、工期5か月を見込んでいます。年度内の完了が難しい状況です。補正とともに繰越明許をしています。

47ページには、債務負担行為補正と繰越明許費補正を掲載しています。債務負担行為補正追加分として、宇根山家族旅行村指定管理委託料、北方グラウンド・ゴルフ場指定管理委託料の債務負担を行っています。また変更分として、学校特別教室空調設備維持管理事業維持管理費追加分の来年度以降の債務負担を行っています。

繰越明許費補正につきましては、（仮称）田野浦認定こども園の繰越明許費とともに、完成予定が令和5年12月である芸術文化センター長寿命化事業についても、繰越明許費補正を行っています。

次に、48ページ三原市立小中学校空調設備整備PFI事業契約の変更について説明します。こちらは、学校の普通教室等への空調設置後の維持管理にあたり、この空調設置維持管理の対価について日本銀行が公表する指標を活用し、一定の物価変動が認められた時に、改定をすると契約の中で決めています。今回物価変動が基準を超えたものについて、変更を行うにあたり、議会の議決を頂いたものです。

次に49ページ三原市宇根山家族旅行村の指定管理者の指定について説明します。こちらは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めているものです。管理を行わせる施設は、三原市宇根山家族旅行村で、指定管理者となる団体は、宇根山活性化グループです。指定の期間は令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間です。

次に、三原市北方グラウンド・ゴルフ場の指定管理者の指定について説明します。こちらは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めているものです。管理を行わせる施設は、三原市北方グラウンド・ゴルフ場で、指定管理者となる団体は、特定非営利法人活動の森のおさるさんです。指定の期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間です。説明は以上になります。

**計田教育長** 説明を受けたが、何か質問・意見はあるか。

（なし）

以上で本件の審議を終わり、採決に移る。「三教委報第21号」について承認することに異議はないか。

（なし）

全員賛成と認める。よって「三教委報第21号」は承認された。

それでは、ここから非公開にて審議する。

（非公開案件審議後）

---

**計田教育長** 以上で第13回定例教育委員会会議を終了する。

16時25分 教育委員会会議終了  
傍聴者なし

---

上記のとおり会議の顛末を記載し，その旨相違ないことを証するため，ここに署名する。

署名\_\_\_\_\_

署名\_\_\_\_\_